

5. 朝鮮学校学費補助差別解消のために

ともに生きる社会の実現に向けて質問します。

幼保無償化や高校無償化の対象から朝鮮学校を除外する国の動きの中で、改めて自治体の姿勢が問われています。

初めに朝鮮学校のがわ国における歴史について説明します。

朝鮮学校のルーツは、日本の韓国併合の際、強制移住や出稼ぎ労働などで多くの朝鮮人が日本へ移住してきたことにあります。1945年の朝鮮解放後、日本政府の帰国対策が十分ではなく、朝鮮半島の治安も安定しない中約60万人が日本に残ることになり、かつ日本の同化政策のため母国語を話せなくなっている子どもたちに朝鮮語を教えることが必要だと考え各地に国語教習所が作られました。「自分たちの言葉を取り戻す」というごく当たり前の願いがそもそもの始まりです。

現在は、学校教育法第1条に定められた学校の種類、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園の10校、いわゆる1条校とは違う各種学校としてしか認められておらず、子どもたちは大学受験資格や通学定期券問題など克服しなければならない課題と向き合ってきたのでした。補助金が1条校に比べ著しく少ないことが生徒減少の一因となってきました。こういう歴史の延長に無償化除外問題や、補助金停止問題があります。

黒岩知事は知事就任後2012年県庁を訪れた朝鮮学校の子どもたちに対し「拉致問題は子どもたちには何の責任もない」とし、「ともに生きていく第一歩にしよう」と励まされました。この言葉に子どもたちは大変勇気づけられたといいます。しかし2013年には「県内の朝鮮学校5校に交付してきた県独自の補助金を平成25年度（2013年）当初予算案に計上しない」と発表。北朝鮮での核実験が理由だと発表しました。2014年からは経常費補助に代え、学費補助制度を導入し、2014年、2015年度はこの制度で学費補助が実施されましたが、2016年からは拉致問題を盛り込んだ教科書改訂がなされないことを理由に学費補助は支給されていません。

はじめに有識者からの声について質問いたします。

本県が開催している、かながわ人権政策推進懇話会において2019年、6名もの委員から朝鮮学校補助金不支給問題を批判する意見が出されていました。私は、この意見をきちんと知事に届けているのかという問いかけがあった場面を傍聴しています。その事実が2021年の予算委員会で私が質問するまで知事に一切届いていなかったという問題がありました。何のために有識者に集まりいただき時間をとっていただいているのでしょうか。担当課などの段階でどんな付度が働いたのかわかりませんが、委員のみなさまにきわめて失礼な話だと考えます。各種協議会や審議会で出された意見のすべてを知事に共有することが困難

な場合があるかもしれませんが、世論を二分する課題について、特に政策への批判があればそこは真摯に伝えるべきと考えます。情報共有が担当課の判断にゆだねられているのであれば、知事の施策を批判する耳の痛い意見は届けないようにしようとする恣意的な判断が生じかねません。為政者の側に立てば「耳を傾けざるは賢明ならざる」ということわざもあります。

そこで知事に伺います。県の審議会や協議会の結果について、知事への報告や関係部局を含めた情報共有が確実に行われるよう、統一した運用ルールを設けるべきと考えますが、見解をうかがいます。

次に朝鮮学校の教育内容に介入することについて質問します。

国においては高校無償化除外のおもな理由について「教育内容の確認が困難」であることが挙げられてきましたが、私学の自主性を重んじる私立学校法の理念に立てば教育内容に国や行政が干渉すること自体が問題です。私立学校法に規定されている「私立学校の自主性」とは、私立学校が私人の寄附財産等により設立されたものであることに伴い、その運営を自律的に行うという性格をいいます。そのため同法は私立学校の自主性を尊重するため、所轄庁の権限を国公立の学校の場合に比べて限定しています。学校教育法には第十四条に「学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は監督庁の定める規程に違反したときは、監督庁は、その変更を命ずることができる。」という条文がありますが、私立学校法第5条は「私立学校には、学校教育法第十四条の規定は、適用しない。」と記されています。授業の事項について監督庁である神奈川県が授業内容について口をはさむことはそもそも法が許していません。しかも数ある外国人学校の中で朝鮮学校だけに教育内容の干渉を行っています。本県が補助金支給の「前提」としている拉致問題の教科書への記載は財政難で教科書改訂ができないという事情を無視した条件であり、副読本の作成をもってしても当初の約束を強弁する姿勢はあまりに道理を欠いているといわざるを得ません。

本県は、たびたび朝鮮学校を訪問し、教育内容の確認を行ってきました。学校側もことあるごとに授業内容や教材をオープンにして地域に開かれた学校となっています。しかしながら例えば京都などでは朝鮮学校前で「スパイ養成校」と叫ぶようなヘイトスピーチが繰り広げられていました。県内で繰り広げられるヘイトスピーチもその背景にはこのような朝鮮学校の教育内容に対する偏見があると思われませんが、本県、私学振興課の認識としては、朝鮮学校に関しては、県に届け出た学則で学校の目的や教育課程が書かれており、それに基づいた教育が行われているというものだと聞いています。また、神奈川県弁護士会が、2017年、人権救済申立を受けて、人権擁護委員会において調査の結果、翌年、知事に対して学費補助金不支給という人権侵害を直ちにやめるよう等警告を行っているが、その

際の調査報告書では、 2、 学園において行われていた拉致問題の授業内容について 5 年間に渡って視察を行い「使用している教材及び授業内容を把握した。適正な授業が行われたと認識している」と回答しています。

本県が朝鮮学校だけを補助金支給から排除する扱いこそがいわれなき偏見を助長するのではないのでしょうか。

わが会派の 2022 年 6 月の代表質問において、教科書記載内容を理由として、生徒に経済的不利益を強いていることには、政治的介入に当たると考え、知事の見解を聴いた際に、「学園の了解の下、朝鮮学校の教育内容を確認」した旨の答弁をしています。

そこで知事にうかがいます。私立学校法第 5 条を鑑みれば、同意があろうとも、私立学校である朝鮮学校の教育内容への介入は違法になるのではないかと考えますが見解をうかがいます。

次に補助金不支給問題についてです。

朝鮮学校への学費補助の継続が県民の理解を得られないと知事はおっしゃっていますが、国際的にも民族教育が尊重されている中で、朝鮮学校だけを排除する差別について胸を痛める県民の存在は多いのです。本県へ届けられる声にも現れているのではないのでしょうか。

そこで知事にうかがいます。過去に補助金復活を求める要望がどこから何件、署名は何筆届いていますか。また国連や法曹界などから国や本県の朝鮮学校差別について勧告や声明など発出されたのはどのようなものがありますか。

県が補助金不支給を決定したことを契機に横浜市も川崎市も補助金を切りました。県の判断は実に罪深かったといえます。朝鮮学校では神奈川県補助金が不支給となって以来 4 億円近い補助金が入らないために先生たちのお給料の遅配、校舎がボロボロで耐震診断すらできない状況にあり、小学校でも学費が月に約 3 万円の負担があることから多くの在日コリアンの子どもたちが朝鮮学校で学ぶことをあきらめざるを得ない状況にあります。本県が多文化共生のシンボルとして朝鮮学校の子どもたちに各種国際的なイベントに参加してもらっているが補助金を全く出していないことは恥ずべき事態だといわざるを得ません。ただし川崎市では、2022 年度決算で健康診断や防犯ブザー購入費など健康・安全事業に 106 万 4 千円、朝鮮学校と近隣の学校などとの多文化共生・地域交流事業に 105 万 1 千円を支給しています。

知事が、学費補助を凍結した際、「盾になり続けた気持ちが失せた」という発言がありました。多文化共生や子どもの学習権を理解しない県民からの声を受ける立場もあると思ひ

ますが、当初、子どもたちに罪はないとおっしゃった人権感覚を取り戻し理解できない県民に理解をうながすことこそ知事の仕事ではないでしょうか。補助金支給を続けている 6 県、北海道 長野 静岡 愛知 滋賀 兵庫の知事はヘイトスピーチに負けず人権尊重を貫いています。

そこで知事にうかがいます。当事者主流化、とも生き主流化をスローガン倒れにしないため、朝鮮学校への学費補助金を再開すべきと考えますが見解をうかがいます。